

# **生活衛生システム導入業務委託**

## **事業候補者募集要項**

**平成31年3月**

**港 区**

## 目次

1	業務件名	2
2	業務の目的	2
3	業務の内容	2
	(1) 委託業務の概要	
	(2) 生活衛生システムの機能	
	(3) パッケージ・ソフトウェアの導入	
	(4) 他の事業者との協力	
	(5) 履行期間	
	(6) 履行場所	
	(7) 予算規模	
4	参加資格	3
5	選考スケジュール（予定）	5
6	配布資料等	6
	(1) 配布場所	
	(2) 配布期間等	
	(3) 配布書類	
7	説明会、質問書の受付及び回答	7
	(1) 説明会	
	(2) 質問書受付期限	
	(3) 質問書受付及び回答方法	
8	応募書類の提出	8
	(1) 参加表明書の提出方法	
	(2) 提案書類の提出方法	
	(3) 提出書類作成にかかる注意事項	
9	事業候補者の選考と審査	10
10	提案にあたっての注意事項	10
11	その他	10
12	選考結果の公表について	11
13	開示請求	11
14	担当・連絡先	12

## 1 業務件名

生活衛生システム導入業務委託（以下「本件」という）。

## 2 業務の目的

区では、現在業務ごとに運用している業務システムのハードウェア・ソフトウェアのサポート期間の終了が迫り、システムの再調達を行う必要が生じました。再調達を行うにあたり、事務の迅速化・適正化及びセキュリティの向上と社会情勢・法改正への迅速な対応を図り、区民サービスの向上を目的とし、課内業務を一元管理可能な総合システムを調達し、運用・保守を適切に行なうこととしました。

「生活衛生システム導入業務委託調達仕様書」（以下「調達仕様書」という）に示すとおり、新システム導入に向けて計画を進めます。

つきましては、限られた期間で効率的に多数の優れた提案を受けるために、本要項にそって事業候補者を募集します。

## 3 業務の内容

本業務の概要は下記のとおりです。詳細については、調達仕様書を参照してください。

### (1) 委託業務の概要

生活衛生課業務全般（環境衛生関係業務、畜犬管理業務、医務薬事衛生関係業務、食品衛生関係業務、特定給食関係業務、衛生検査業務）を一元管理可能なシステムパッケージを購入し、運用します。委託業務内容は以下のとおりです。

- 1) 生活衛生システムのインストールに係るプロジェクト管理
- 2) 生活衛生システムパッケージソフトのインストール業務
- 3) 生活衛生システムパッケージソフトの港区仕様へのカスタマイズ業務
- 4) 操作説明・マニュアル作成
- 5) 生活衛生システムの環境構築
- 6) 動作検証業務
- 7) 旧システムからのデータ移行作業

### (2) 生活衛生システムの機能

区が想定している生活衛生システムの機能は、以下のとおりです。

- 1) 台帳管理  
（食品衛生、環境衛生、特定給食、畜犬管理、医務・薬事衛生、検査）
- 2) 収去検査（食品衛生、検査）
- 3) 簡易検査（食品衛生、環境衛生、検査）
- 4) 食中毒処理

※詳細については、調達仕様書を参照してください。

### (3) パッケージ・ソフトウェアの導入

提案するパッケージ・ソフトウェアでは実現できない業務がある場合には、他のパッケージ・ソフトウェア（他社製品を含む）と組み合わせて提案してください。ただし、その際は以下の事項を保証するものとします。

- 1) 区は、提案するパッケージ・ソフトウェアの一部と捉えるため、他のパッケージ・ソフトウェアについても、構築から運用まで事業候補者が責任を持つこと。
- 2) ソフトウェア等については、共有を図るなど効率的な構成にすること。  
※詳細については、調達仕様書を参照してください。

#### (4) 他の事業者との協力

- 1) 生活衛生システム全体の業務調整や統括管理は区が実施します。本件の受託者は、進捗管理、成果物の確認、業務的・システミック要求の管理等に対して協力するとともに、文書等の説明、本件の遂行上発生する問題点の検討、関連する会議への参加、プロジェクト管理にかかる資料の提供等、必要な作業を実施してください。
- 2) 区が別途契約しているネットワーク事業者、その他既存システム開発事業者との間で生じる調整事項について、協力して必要な作業を実施してください。

#### (5) 履行期間

契約締結日から平成31年12月31日までとします。

区が想定する導入から運用まで予定スケジュール（初年度）を以下に示します。

- 1) システム構築期間 契約締結日～平成31年12月31日
- 2) システム運用保守期間（初年度）平成32年1月1日～平成32年3月31日

#### (6) 履行場所

区が指定する場所とします。ただし、業務の履行にあたり、区役所等区有施設での作業が必要となる場合には、区と受託者で協議のうえ履行場所を決定します。

#### (7) 予算規模

68,628,725円（税込）までとします。

**※この金額はシステム導入経費及び導入初年度の運用・保守費用を合わせた事業規模であることを注意してください。**また、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。

保守費用については別途年度ごとの予算要求となります。ただし、保守費用については本件の査定の対象となるため、参考となる金額を平成32年度からの5年間について提案してください。

## 4 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格案件は、以下の要件をすべて満たす者としてします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 平成31年3月現在、港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 港区公式ホームページへの掲載を始めた日から提案書等の提出期限までの間に、港区競争入札参加有資格者氏名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第225号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) プライバシーマーク又はISMS認証を取得していること。又は、個人情報等の機密情報等の取り扱いに係る社内規定を整備し、厳格かつ実質的な運用がおこなわれていること。
- (7) 事業者又は技術者は、調達仕様書に記載している業務を適切に遂行することができる豊富な実績と運営・実施体制を有していること。また、生活衛生システムのパッケージ・ソフトウェアを導入でき、区の想定する6つのサブシステム（食品衛生、環境衛生、特定給食、畜犬管理、医務・薬事衛生、検査）のうち、他自治体において複数のサブシステムを組み合わせて導入した実績をもつこと。
- (8) 法人格を有する事業者又は団体等（以下「事業者」という。）であること。

なお、区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会を因る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区外事業者のみでの参加も可能ですが、参加申請する場合は、区内事業者の優遇の観点から、区内事業者及び区内事業者との共同参加者を評価点で優遇します（評価点の詳細は別紙「生活衛生システム導入業務委託事業候補者選考方針」を参照してください。）

また、共同事業体を構成する場合は、共同するすべての事業者が参加資格条件を具備していることが必要です。やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

#### ■共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めま

せん。

- 1) 共同事業体構成書（様式3-1）
- 2) 共同事業体協定書委任状（様式3-2）
- 3) 委任状（様式3-3 ※代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課す場合があります。

**【区内事業者として扱う事業者】**

- ・ 登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・ 区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者

**【区内事業者として扱わない事業者の例】**

支店①は港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合。（共同事業体の構成員である場合も含む）

## 5 選考スケジュール（予定）

手続き	日程
募集要項配布 （港区公式ホームページに掲出）	平成31年3月1日（金）～3月14日（木）
説明会参加申込書提出期限	平成31年3月14日（木） （受付時間：午前9時から午後5時まで）
説明会	平成31年3月15日（金）
質問書受付期間	平成31年3月1日（金）～3月19日（火） （受付時間：午前9時から午後5時まで）
質問回答書送付期限	平成31年3月22日（金）
参加表明書提出期間	平成31年3月18日（月）～3月26日（火） （受付時間：午前9時から午後5時まで）
提案書等提出書類提出期間	平成31年3月25日（月）～3月26日（火） （受付時間：午前9時から午後5時まで）
第一次選考結果通知	平成31年4月11日（木）
プレゼンテーション・ヒアリング	平成31年4月下旬
第二次選考結果通知	平成31年5月上旬

※日程は、応募状況、選考経過等により変更することがあります。変更が発生する場合には、対象者にご連絡します。

## 6 配布書類等

### (1) 配布場所

「14 担当・連絡先」の記載のとおり

※配布資料は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

### (2) 配布期間等

#### 1) 窓口配布期間

平成31年3月1日（金）から平成31年3月14日（木）まで  
午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

#### 2) ホームページ掲載期間

平成31年3月1日（金）から平成31年3月14日（木）まで

### (3) 配布書類

文書名	内容
募集要項 (本書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務件名、業務の目的、業務の内容</li> <li>・参加資格</li> <li>・選考スケジュール（予定）</li> <li>・配布資料等</li> <li>・説明会、質問書の受付及び回答</li> <li>・応募書類の提出</li> <li>・事業候補者の選考と審査</li> <li>・提案にあたっての注意事項</li> <li>・その他</li> <li>・選考結果の公表について</li> <li>・開示請求</li> <li>・担当・連絡先</li> </ul> 別紙1 機能要件及び帳票要件適合度回答書作成要領 別紙2 提案書作成要領 別紙3 提案書記載要領
調達仕様書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・本システムの概要 (目標、視点、セキュリティ対策等)</li> <li>・添付資料               <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1 機能要件一覧</li> <li>・別紙2 帳票要件一覧</li> <li>・別紙3 帳票見本</li> </ul> </li> </ul>
選考方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的事項</li> <li>・審査の実施方法</li> <li>・審査項目及び配点</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区外事業者の参加について</li> <li>・募集方法</li> </ul>
提出資料関係	様式 1 参加表明書 様式 2 質問書 様式 3-1 共同事業体構成書 様式 3-2 共同事業体協定書兼委任状 様式 3-3 委任状 様式 4 機能要件適合度回答書 様式 5 帳票要件適合度回答書 様式 6 提案書 様式 7-1 見積明細様式 様式 7-2 5年間のシステム構築概算費用見積書様式 様式 8 仮想化基盤リソースシート 様式 9 説明会申込書 様式 10 プロポーザル参加辞退届

## 7. 説明会、質問書の受付及び回答

### (1) 説明会

本件の受託を希望する事業者に対して、説明会を開催します。説明会へ参加できなければ本件への応募できませんのでご注意ください。

- ・開催日時：平成31年3月15日（金）午前10時から11時まで
- ・開催場所：港区みなと保健所生活衛生課 4階 会議室  
港区三田一丁目4番10号（地下鉄大江戸線赤羽橋駅赤羽橋口出口徒歩5分、地下鉄南北線麻布十番駅3番出口徒歩10分）  
説明会への参加を希望する事業者は、様式9「説明会参加申込書」を区に提出してください。
- ・提出方法：Eメール、ファクシミリ、郵送又は持参（必着）
- ・説明会参加申込書提出期限：平成31年3月14日（木）午後5時まで

### (2) 質問書受付期限

平成31年3月19日（火）午後5時まで

### (3) 質問書受付及び回答方法

本件に関する質問については、次のとおり受け付け、回答します。

#### 1) 質問の受付

質問の要旨を簡潔にまとめて様式2「質問書」に記述し、区に提出してください。

区で定めた提出方法以外による質問及び受付期間後の質問は受け付けませんので注意してください。

- ・提出方法：Eメール



(件名を「生活衛生システム導入業務委託質問 (会社名)」としてください。)

2) 質問に対する回答

- 回答方法：Eメール
- 回答日：平成31年3月22日(金)までに回答します。
- 説明会に参加したすべての事業候補者に質問と回答を送付します。尚、回答が遅れる場合は事前に連絡します。
- 回答内容にて、参加意思を失った場合には、その旨をEメール及び電話にて連絡してください。

## 8 応募書類の提出

(1) 参加表明書の提出方法

1) 提出受付期間

平成31年3月18日(月)から平成31年3月26日(火)

午前9時から午後5時まで

2) 提出先

〒108-8315 港区三田一丁目4番10号

港区みなと保健所5階生活衛生課 担当功刀(くぬぎ)、梶山

TEL 03-6400-0047

3) 提出方法

郵送又は持参(郵送の場合は上記受付期間必着)

※持参の場合は事前に電話予約の上、来所してください。

4) 提出書類

No	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1	参加表明書	様式1	1	8
2	共同事業体構成書 共同事業体協定書兼委任状 委任状 (※該当する場合のみ)	様式3-1 様式3-2 様式3-3	各1	なし

(2) 提案書類の提出方法

1) 提出受付期間

平成31年3月25日(月)から平成31年3月26日(火)

午前9時から午後5時まで

2) 提出先

(1)参加表明書と同様です。

3) 提出方法

郵送又は持参(郵送の場合は上記受付期間必着)

※参加表明書と同時に提出することもできます。

#### 4) 提出書類

No	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1	機能要件適合度回答書	様式4	1	8
2	帳票要件適合度回答書	様式5	1	8
3	帳票要件に係る帳票見本（帳票番号を記載してください）	—	1	なし
4	提案書	様式6	1	8
5	見積書	様式7-1 様式7-2	各1	各8
6	仮想化基盤リソースシート	様式8	1	なし
7	法人登記事項証明書	提出日から 3か月以内に 発行されたもの	1	なし
8	法人印鑑証明書	同上	1	なし
9	直近2年間の国税の納税証明書 (法人税及び消費税)	同上	1	なし
10	直近2年間の地方税の納税証明書 (法人事業税及び地方消費税)	同上	1	なし
11	ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されたことのでわかるもの（※該当する場合のみ。）	認定通知書等の写し	1	なし

#### (3) 提出書類作成にかかる注意事項

- 1) 上記の提出書類は、表に記載した正本・副本の各部数をそれぞれ別のファイル（A4サイズ、2穴）にNo順に綴ってください。
- 2) 提出書類の正本、副本ともに、表紙及び各様式に「事業候補者番号」を記載してください。なお、「事業候補者番号」は説明会に参加された時にお知らせします。
- 3) 提出書類の正本、副本ともに、目次及びページ番号を付けてください。
- 4) 提案書類表紙には表題（「生活衛生システム導入業務委託提案書」とします。）を記載してください。また、表紙で正本または副本の判別がつくように明示してください。
- 5) 正本には事業候補者の法人名を明記してください。**副本には事業候補者が判別できる社名、製品名、印、ロゴ等を一切入れないでください。**
- 6) 見積書の金額は、ソフトウェア、カスタマイズ、保守費等を算出してください。
- 7) 提出資料（正本）データを格納したCD-R等1枚提出してください（CD

－R等表面には社名を記入してください。)

## 9 事業候補者の選考と審査

本件の事業候補者の選考は、公募型のプロポーザル方式に準じ実施します。詳細は別紙「生活衛生課システム導入委託事業候補者選考方針」を参照してください。

### 10 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類等が無効となる場合があります。
  - 1) 提出書類が、本募集要項及び調達仕様書に適合しないもの
  - 2) 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - 3) 虚偽の内容が記載されているもの
  - 4) この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合。
  - 5) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 提案書類等の提出後は、その書類の追加、差替え、修正等はできません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された提案書類等は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された提案書類等に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとしします。
- (8) 提案書類等に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとしします。
- (10) 提案は、1参加者1提案としします。複数の事業者による共同で提案も可能です。
- (11) 提案に際して、区の情報システム等に関して知ることとなった情報は、第三者に洩らすことを禁じます。また、区から資料提供を受けた場合は選考終了後速やかに返却するとともに、当該資料の複写及び第三者への提供は行わないで下さい。
- (12) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式10】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

### 11 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。また、業務終了後、保管している情報等については、速やかにシュレッダー等で破棄し、電子データは完全に消去してください。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してく

ださい。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。

- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) 電子メール、FAX等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、平成31年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。
- (11) 本事業の審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には一切応じられません。
- (12) 区の取り組みとして、開発アセスメントを実施しています。対象システムについては毎年選定をしており、対象システムとなりました際には、各開発工程における成果物の網羅性や品質のチェックにご協力頂きますようお願いいたします。

## 1 2 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された提案書類等を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

## 1 3 開示請求

提出された提案書類等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書類等の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かつこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書類等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書類等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書類等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

## 14 担当・連絡先

〒108-8315 港区三田1-4-10

港区みなと保健所生活衛生課（保健所5階）担当：功刀（くぬぎ）、梶山

電話：03-6400-0047 FAX：03-3455-4470